

一、営業秘密に係る情報の使用などの差止め、当該情報が記載された文書などの廃棄、および謝罪広告の請求につき、法の適用に関する通則法17条に基づいて、「加害行為の結果が発生した地の法」であるわが国の不正競争防止法を準拠法として適用した事例

二、不競法2条1項8号の「重大な過失」とは、取引上要求される注意義務を尽くせば、容易に不正開示行為などが判明するにもかかわらず、その義務に違反する場合をいうと判示した事例

—偏光光配向照射装置事件—

知財高判平成30年1月15日 平成29年(ネ)第10076号 (判タ1452号80頁)

東海大学 情報理工学部 兼任講師・弁理士 中川 淨宗

◆事案の概要

控訴人（一審原告）Xは、フラットパネルディスプレイ製造装置の開発・製造・販売などを主たる事業とする株式会社である。一方、被控訴人（一審被告）Yは、産業用放電灯を含む各種の光源その他各種電気機器の製造および販売などを業とする株式会社である。

本件文書1は、表紙に「配向膜用光学アライメント装置仕様書」の標題が付された平成26年11月10日付の16丁から構成される書面であり、光配向用偏光光照射装置（以下、X製品）の製品概要や仕様などが記載されている。また、本件文書2は、「標準露光動作説明」と題する書面などからなるいずれも平成25年12月16日付の4丁から構成される書面であり、X製品の露光に関する内容（光源の配置や露光量に関するシミュレーションなど）が記載されている。なお、本件文書1および2（以下、本件各文書）には、いずれの各丁にも「Confidential」の記載がある。

Xは、平成25年12月19日、X製品の中国における販売について代理店契約を締結していた台湾企業の訴外Aに対し、中国企業である訴外B向けの資料として、本件文書2に係る電子データをメールで送信した。その後、本件文書2はBに提供されている。

また、Xは、平成26年11月13日、Aに対し、中国企業である訴外Cと打ち合わせを行う際のX製品の紹介資料として、本件文書1の電子データをメールで送信した。そして、AはCに対して本件文書1をメールで送信した。

XとAの間で締結されていた代理店契約には、秘密保持条項が設けられていた。また、Xは、本件各文書の開示に先立ち、BおよびCの間でも秘密保持契約を締結していた。

平成27年、Yは、X製品を製造・販売する行為がYの保有する特許権の侵害に当たるとして、Xに対する2件の特許権侵害訴訟を提起し、仮処分命令の申立てを行った（以下、別件訴訟等）。Yは、別件訴訟等において、X製品の動作・構造などを特定する証拠または疎明資料として、本件各文書を裁判所に提出した。

本件は、Xが、本件各文書に掲載されたX製品に関する情報（以下、本件情報）を取得したうえ、別件訴訟等において本件各文書を裁判所に提出したYの行為は、Xの営業秘密である本件情報につき、不正開示行為であることもしくは同行為が介在したこと（以下、不正開示行為等）を重大な過失により知らないで取得し、使用するなどしたものであって、不正競争防止法（以下、条文を示す場合は「不」）2条1項8号所定の不正競争に該当する旨を主張して、Yに対し、本件情報の使用の差止めなどを求めた事案である。

原審（東京地裁平成28年(ワ)第35978号）は、Yが本件各文書を取得した時点で、不正開示行為等を疑うべき状況にあったとは認められず、Yに不2条1項8号所定の重大な過失は認められないとして、Xの請求を棄却した。Xが原判決の取り消しなどを求めたのが、本件控訴審である。

◆判旨—控訴棄却—

争点1：準拠法は日本法かについて

「本件は、日本法人であるXが、日本法人であるYに対して、営業秘密に係る情報の使用又は開示の差止め、かかる情報が記載された文書等の廃棄及び謝罪広告を求めるものである。Xは、Yが本件各文書を台湾企業であるA又は中国企業であるB及びCより、日本国外において、不正開

示行為等であることを重大な過失により知らないで当該情報を取得等したと主張しており、渉外的要素を含むものであるから、その準拠法を決定する必要がある。

本件訴えは、Yの行為がXに対する関係で違法であることを原因として差止め等を求めるというものであるところ、違法行為により権利利益を侵害された者が提起する差止め、廃棄及び謝罪広告の請求に関する訴えについては、いずれも違法行為に対する民事上の救済の一環にほかならないから、法律関係の性質は不法行為であり、その準拠法については、通則法17条によるべきである。よって、同条所定の『不法行為によって生ずる債権の成立及び効力』として、『加害行為の結果が発生した地の法』によるべきことになる。

Xは、Yが日本国内における営業秘密に係る情報の使用又は開示をしたことが違法であると主張しているところ、Xが我が国に本店所在地を有する日本法人であること及び当該情報の使用又は開示が日本国内において行われたことは、当事者間に争いが無い。そうすると、かかる行為の結果が発生した地は、使用又は開示が行われ、権利侵害という結果が発生した地である日本と解すべきであり、日本の法律を準拠法とすべきである。

よって、本件においては、日本の不競法が適用される」

争点4：Yの行為は不正競争に該当するかについて

「不競法2条1項8号所定の『重大な過失』とは、取引上要求される注意義務を尽くせば、容易に不正開示行為等が判明するにもかかわらず、その義務に違反する場合をいうものと解すべきである。Yが、本件情報の記載された本件各文書を取得するに当たって、本件各文書の内容がそれをYが自社の製品に取り入れるなどした場合にXに深刻な不利益を生じさせるようなものであることは、不正開示行為等であることについて重大な疑念を抱いて調査確認すべき取引上の注意義務が発生することを根拠付ける要素の1つとなり得る。これに対し、本件各文書が通常の営業活動の中で取得されたものであることは、不正開示行為等であることについて重大な疑念を抱いて調査確認すべき取引上の注意義務の発生を妨げる事実該当すると解される。

よって、本件各文書の内容がそれをYが自社の製品に取り入れるなどした場合にXに深刻な不利益を生じさせるようなものとは認められないこと、本件各文書が通常の営業

活動の中で取得されたものであることは、Yが不正開示行為等を重大な過失により知らなかったことと関係がないとはいえず、Xの主張は採用できない」

「Yは、遅くとも平成26年初めには、その研究開発を含め、短尺ランプを用いた光配向用偏光光照射装置の事業化を中止したと述べており……、平成24年3月以降、現在に至るまで、短尺ランプを用いた光配向用偏光光照射装置を製造していない……。また、短尺ランプの本数が判明することにより、仮に短尺ランプの原価コストが判明するとしても、そのことにより、Xが製造する光配向用偏光光照射装置の原価コストがどの程度明らかになるのかは、不明である。

よって、短尺ランプの本数については、仮に一定の有用性が認められるとしても、Yに知られてしまうだけでXが深刻な不利益を被る情報とまではいえ……ない」

「Yが本件各文書の入手ルートを明らかにしないことをもって、本件各文書が通常の営業活動によって取得されたものではないことが推認されるとはいえない。また、Xは、競合他社のBtoB製品に関する資料を取得することは通常あり得ないと主張するが、かかる経験則が存在するとはいえない。したがって、本件各文書が通常の営業活動によって取得されたものではないことは明らかであるとはいえない」

「Yが、本件各文書を取得するに当たり、本件各文書のConfidentialの記載以外に、本件各文書の保有者から、本件情報を秘密情報として扱うように指示されたり、秘密保持契約の締結を求められたり、あるいは、報酬や利益と引換えに本件各文書を得たなど、本件情報が秘密情報であることを疑うべき事実があったことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、本件各文書のConfidentialの記載のみをもって、Yにおいて、本件各文書の取得に当たって、不正開示行為等であることについて重大な疑念を抱き、保有者に対し法的問題がないのかを問い合わせるなどして調査確認すべき取引上の注意義務があったとまではいえない」

「本件各文書について、XとA、B及びCとの間で秘密保持契約が締結されていたとしても、Yが、Xと取引先との間で秘密保持契約を締結した事実や、本件各文書が当該秘密保持の対象となった文書であることを知り得たとはいえない」

「Yにおいて、Xと取引先との間で秘密保持契約を締結した事実や、本件各文書が当該秘密保持の対象となった文書であることを知り得たとはいえないこと、本件各文書に

記載された短尺ランプの本数が、Yに知られてしまうだけでXが深刻な不利益を被る情報とまではいえないこと、Yが、本件各文書を取得するに当たり、本件各文書のConfidentialの記載以外に、本件情報が秘密情報であることを疑うべき事実があったことはうかがわれないことに照らすなら、本件各文書のConfidentialの記載から、直ちに守秘義務の対象であることが示されているとはいえない。そうすると、かかる記載だけから、Yにおいて、本件各文書の取得に当たって、不正開示行為等であることについて重大な疑念を抱いて調査確認すべき取引上の注意義務があったとまではいえ……ない]

◆評釈—結論賛成・理由一部賛成—

1. 本判決の位置づけ

まず、争点1に関し、平成18年法改正前の法例に係る事例であるが、ノウハウの取得に伴う損害賠償請求権の債務不存在確認請求などの準拠法について、これを不法行為ないし不当利得と法性決定し、法例11条に基づき「原因タル事実の発生シタル国ノ法律」である日本法が準拠法になると判示した東京地判平成3年9月24日「宮越対グールド事件」^{*1}がある。本判決は、通則法の下で、上記の問題に係る準拠法の決定について判示した点に先例的意義がある。

次に、争点4に関し、不2条1項8号所定の「重大な過失」について判示した事例としては、東京地判平成23年11月8日「投資用マンション顧客情報事件」^{*2}、知財高判平成30年3月26日「RF切替器事件」^{*3}などがある。本判決は、同号所定の「重大な過失」の意義、およびその有無を判断する要素について判示した点に先例的意義がある。

2. 準拠法は日本法か(争点1)について

通則法は、本件のような営業秘密を取得するなどの行為、抵触法上の不正競争行為、およびこれらの行為を原因とする差止請求などの各種の請求(以下、あわせて「営業秘密の取得行為など」)について、明文の規定をもって準拠法を指定していない。そのため、これらが通則法上どのように法性決定され、いかなる単位法律関係に含まれるかが問題になる。その意味で通則法と法例は同様の論点を有しているため、本稿では法例の下での議論についても検討する。

第一に、営業秘密の取得行為などを「不法行為」と法性決定し、法例の下では「原因事実発生地法」(同11条)、通

則法の下では第一義的には「結果発生地法」(同17条)がそれぞれ準拠法になるとする見解(以下、A説)がある^{*4}。

第二に、不正競争行為を類型化したうえで、個々の類型に応じた適切な地を不法行為地として観念し、その地の法を準拠法として適用するという見解(以下、B説)がある^{*5}。

第三に、B説と同様に不正競争行為を類型化するものの、その一部の類型については不法行為地法を準拠法として適用し、他の類型についてはこれを準拠法として適用しないとする見解(以下、C説)がある^{*6}。

第四に、不正競争行為について、不法行為地法は準拠法にならないとする見解(以下、D説)がある^{*7}。ここで、C説とD説の主要な論拠としては、いわゆる日本法の重畳適用について定める通則法22条(法例11条2項・3項)の適用を回避することが挙げられている。

第五に、不正競争行為を規制する法規範のうち、営業秘密などに関する法規範は強行的適用法規と考える必要はないが、誤認惹起行為^{じやっつき}といった法規範については、これを強行的適用法規とみなして、市場に影響が及んでいる国の法を適用すべきであるとする見解(以下、E説)がある。

本判決は、通則法17条に基づいて準拠法を決定しているため、D説の見解によるものではない。また、準拠法を決定する際に、不正競争行為の類型化を行っていないため、B説、C説、E説の見解によるものでもない。したがって、本判決は、A説の見解によるものであると考えられる。

まず、B説、C説、E説のように、営業秘密の取得行為などを不正競争行為という枠組みで捉え直して、さらにこれを類型化し、どの類型に含まれるかを検討するといった迂遠な手法^{うえん}を採用する必要はないと思われる。本判決が判示するように、営業秘密の取得行為^{うえん}といった個々の渉外的法律関係について直接的に法性決定を行い、いずれの単位法律関係に含まれるかを端的に検討すればよいからである。

仮に、営業秘密の取得行為などを不正競争行為という枠組みで捉え直すとしても、B説、C説のように特定の不正競争行為(例えば、不2条1項20号所定の誤認惹起行為)であれば市場が常に最密接関連地になり、特定の不正競争行為(例えば、不2条1項4～10号所定の営業秘密に係る不正競争行為)であれば営業地が常に最密接関連地になるといえるのか疑問であり、E説のように、誤認惹起行為であれば常に市場を問題とすべきかも疑問である。常にそのような強固な牽連性^{けんれん}を有するとはいえないであろう。

次に、D説についていえば、不法行為地ではなく市場地を連結点とすべきであると述べる見解があるが、本件のような場合に、果たして市場地を想定できるのか、仮に市場地を想定できたとしてそれが常に最密接関連地であるといえるのか疑問である。さらに、不法行為地がいずれであるかを検討する際にその地が市場地であるか否かを検討したり、不法行為地と市場地が同一であると捉えたりするならば、営業秘密を取得する行為などについて不法行為とは別個の単位法律関係を設定する必要はないと思われる^{*9}。

また、日本法の重畳適用を回避すべく、通則法17条は適用されないとする主張は、通則法22条が、同17条だけでなく、生産物責任の特例(同18条)ないし当事者による準拠法の変更(同21条)にも適用されるところ、不正競争行為については適用されないという解釈が成り立つのか疑問である。また、仮にそのような解釈が成り立つとして、不正競争行為に関しては日本法の重畳適用を回避し、それ以外の不法行為については日本法を重畳適用するのが、合理的な区別なのか疑問である。すなわち、通則法22条の規定自体に妥当性がないのであれば、当該規定自体を改正するのが根本的な解決なのであって、不正競争行為について通則法17条は適用されないとするのは^{びぼう}弥縫策にすぎない。

以上の理由から、本判決が、端的に通則法17条に基づいて準拠法を決定した点については賛成である。

次に、営業秘密の取得行為などについて、通則法17条に基づいて準拠法を決定するとして、同条が連結点と定める結果発生地とはいずれの地であるかが問題になる。ここで、結果発生地とは、問題とされる行為による直接的な結果が現実に発生した地であると解されている^{*10}。もっとも、本件で問題になった営業秘密は物理的な存在ではなく、その物理的な所在地を観念することはできないから、そのような特質を考慮して結果発生地を検討する必要がある^{*11}。

特に営業秘密の取得行為などについて、結果発生地を次のように捉える見解がある。すなわち、「市場地」と捉える見解(以下、F説)^{*12}、「被侵害者の営業所などが所在する地」と捉える見解(以下、G説)^{*13}、そして多義的な地であると捉える見解(以下、H説)^{*14}などである。

本判決は、通則法17条に基づいて準拠法を決定するにあたり、Xが日本に本店所在地を有する日本法人であること、およびYによる本件各情報の使用などが日本国内で行われていることを踏まえている。また、市場がどこであるかに

ついて検討していないことからすると、F説の見解によるものではないと思われる。さらに、Xが日本に本店所在地を有する日本法人であることのみから、日本が結果発生地であると判断しているわけではないため、一律に被侵害者の所在地を結果発生地にするという趣旨でのG説の見解によるものでもないと思われる。そして、本判決が結果発生地を多義的なものとして捉えているか否かについては判然としない。結局のところ、本判決は、本件の渉外的法律関係を構成する複数の要素を総合的に考慮して、最密接関連地法としての結果発生地法を検討したものと考えられる。

前記のとおり、営業秘密が情報という無体物としての特質を有していることからすると、その取得行為などについて、常に一定の地を結果発生地と観念することは困難である^{*15}。そうであれば、営業秘密の取得行為などについて、結果発生地になり得る地は複数存在することを前提とし、具体的な事案に応じて最も直接的な結果が生じたといえる地がどこであるかを検討するのが適切であろう。本件でいえば、Yによる本件各情報の取得から、別件訴訟等での裁判所への提出に至るまでの一連の行為に起因する直接的な結果が生じる地を結果発生地と捉えるのが妥当である^{*16}。

本件に関し、Yが別件訴訟等における証拠として本件各情報を裁判所に提出すること自体が、市場に影響を与えたり、保有者の営業力を減殺させたり、あるいは企業の保有する知的財産に対する直接的な侵害になるとは一般に考えにくい。よって、営業秘密の取得行為などについて、常に市場地や保有者の所在地が最も密接に関連するとは言いつれない。もちろん、これらの事項が営業秘密の取得行為など何らの関連性も有しないということではない。これらは、結果発生地がいずれの地であるかを検討する際の要素の一つとして観念するのが適切である。

特に、YがXとの間での特許権侵害訴訟などにおける証拠として裁判所に提出すべく、本件各情報を取得したとすれば、Yによる本件各情報の取得をもって、本件各文書の秘密管理体制を破ったという意味で、侵害行為による直接的な結果が現実に発生したと捉えることもできる^{*17}。さらに、本件は、XはYが営業秘密を取得したことについての謝罪を請求するものである。よって、本件では、本件各文書の取得がいずれの地で行われたのかについても検討したうえで、準拠法を決定するのが適切であったと考える。

もっとも、本件の認定事実によれば、Yが本件各文書を

取得した地がいずれの地であるかは必ずしも明らかでない。そのことをあわせて考えると、本判決が、Xが日本に本店所在地を有する日本法人であること、およびYによる本件各情報の使用などが日本国内で行われていることから、日本法を準拠法とした点については賛成である。

3. Yの行為は不正競争に該当するか（争点4）について

不2条1項8号所定の「重大な過失」とは、取引上要求される注意義務を果たせば、不正開示行為等が容易に判明するにもかかわらず、その義務に反して営業秘密を取得する場合をいうと解されており^{*18}、この見解が多数説的な見解になっていると考えられる^{*19}。本判決も、この見解に立って、本号の「重大な過失」の意義を判示している。

また、本号所定の「知って」（悪意）とは不正開示行為等である事実を知っていることをいうところ、「重大な過失」とはこの「悪意」と同視し得るほどの著しい注意義務違反がある場合であるとも解されている^{*20}。もちろん、重大な過失であるから、通常の過失や軽過失よりも、その過失の度合いが高いことは当然である^{*21}。

本号が、前記のような「悪意」や「重大な過失」を要件としたのは、次のような趣旨に基づくものである。すなわち、営業秘密に係る取引の安全を考慮したとしても、まず、悪意を有する取得者については、これを保護する必要はそもそも存しない。また、重大な過失がある取得者についても、「重大な過失」を前記のように解するならば、取引上要求される注意義務の懈怠^{けたい}が甚だしく、上記の悪意と同視できる程度に、その行為には悪性があると考えられる。一方、軽過失でも不正競争に該当するとすれば、各種の産業財産権のような公示性を有しない営業秘密について、その取引の安全が著しく害されるおそれがある^{*22}。

しかしながら、上記の取引上要求される注意義務の具体的な内容は、業界によって当然異なるところであり、その統一的な判断基準を確立することは非常に困難である。もっとも、わが国における取引などの実情に鑑みれば、一般に営業秘密の取得者が積極的に詳細な調査を行うべき義務を負うような場合は少ないとされている^{*23}。むしろ、営業秘密に係る取引の相手方が、本来であれば当該営業秘密を所有しているはずがないのにこれを所有していることが明らかである場合、その相手方が当該営業秘密を所有している原因を合理的な範囲で調査する消極的な注意義務を

負うにとどまる場合が多いとされている^{*24}。

本判決は、本件各文書の内容をYが利用した場合に、Xに深刻な不利益を生じさせるようなものであることは、Yが本件各文書を取得するにあたり、不正開示行為等であることについて重大な疑念を抱いて調査確認すべき上記注意義務が発生することを根拠付ける要素になり得る旨を判示する。

しかしながら、Yにしてみれば、本件各文書の内容がこれを自らが利用した場合にXに深刻な不利益を生じさせるものであるか否かは、本件各文書を取得する時点で直ちに判明するとは限らない。そうすると、本号所定の「取得」を単に営業秘密の内容を知ることであると解するならば^{*25}、Yが本件各文書を取得する際に、Yに上記のような問題について検討させることとなり、かえってYに対して過大な注意義務を負わせることや、前記の営業秘密に係る取引の安全が害されることが危惧される。

また、本判決は、本件各文書が通常の営業活動のなかで取得されたものであることは、不正開示行為などであることにつき、重大な疑念を抱いて調査確認すべき取引上の注意義務の発生を妨げる事実^{事実}に該当すると判示する。

本判決の判示する通常の営業活動が、具体的にどのような活動であるかについては、判旨からは必ずしも明らかでない。しかしながら、特に営業秘密がいわゆる秘密管理性や非公知性を要件としているところ（不2条6項）、特定の営業秘密について、本来の保有者でない者がこれを有しており、その者から当該営業秘密を取得することが、判旨のいう通常の営業活動においてあり得るのか疑問なしとしない。

仮に、そのようなことが通常の営業活動においてあり得るとしても、通常の営業活動のなかで取得されたものであるか否かにかかわらず、特定の営業秘密を本来の保有者でない者が有しており、その者から当該営業秘密を取得しようとする場合、一般にはその相手方による自己に対する開示が適正に行われる蓋然性^{がいぜん}は低いと推察される。そうであれば、当該取引の態様に応じ、その開示が不正開示行為であるか否かについて、一応の調査が行われてしかるべきであろう。

最後に、本判決は、本件各文書における「Confidential」との記載のみをもって、Yにおいて本件各文書の取得にあたって、不正開示行為等であることについて重大な疑念を抱いて調査確認すべき取引上の注意義務があったとはいえない旨を判示する。

しかしながら、本判決は、「Confidential」の記載以外に、本件

情報が秘密情報であることを疑うべき事実があったことは、うかがわれないと判示しており、そうであれば当該記載は、それを疑うべき事実ということになる。

前記のように、取引上要求される注意義務の具体的な内容について、その統一的な判断基準を確立することは困難であるが、諸般の事情との相関関係によって当該注意義務を果たしているか否かを考慮する必要があるように思われる。

すなわち、本件でいえば、本件各文書に「Confidential」との記載があることに応じた水準で、Yは不正開示行為等であるか否かについて調査確認すべきであり、それについて一律に全く調査確認しなくてもよいことにはならないと考えられる。

もとより、上記のYによる調査確認の程度は、本件各文書における「Confidential」の記載との相関関係によるものであるから、Yに積極的に詳細な調査を行うべき過大な

義務を負わせるものではなく、営業秘密の取引の安全が著しく害されるおそれもない。

すなわち、本件についていえば、認定事実からはYが本件各文書を入手したルートは必ずしも明らかでないが、本件各文書における「Confidential」との記載が、当該入手元において付されたものであるか否かについて調査確認する程度の注意義務をYは負っているように思われる。つまり、Yに不正開示行為の有無について調査確認すべき取引上の注意義務が、全くないとははいえないであろう。

以上のことから、本判決の判示する不正開示行為等であることについて重大な疑念を抱いて調査確認すべき取引上の注意義務の発生を根拠付ける要素、およびそのような義務の発生を妨げる事実の検討については、一部賛成できない。

(なかがわ きよむね)

- ※1) 判時1429号80頁
- ※2) LEX/DB文献番号25444042
- ※3) LEX/DB文献番号25449357
- ※4) 国友明彦〈判批〉平成3年度重要判例解説261頁、柏木昇〈判批〉別ジュリNo.133 97頁、高桑昭〈判批〉ジュリ No.1006 150頁、国際法学会編『国際私法講座(第3巻)』(有斐閣・1964) 827頁〔土井輝生〕、土井輝生「国際私法」(成文堂・1970) 162頁、飯塚卓也「営業秘密の国際的侵害行為に関する適用準拠法」高林龍・三村量一・竹中俊子編『現代知的財産法講座Ⅱ-知的財産法の実務的発展』(日本評論社・2012年) 402頁、金彦叔『国際知的財産権保護と法の抵触』(信山社・2011年) 217頁・219頁、河野俊行〈判批〉ジュリNo.1440 316頁、佐野寛「国際取引から生じる不法行為の準拠法-ローマⅡ規則と対比しつつ」日本国際経済法学会編『国際経済法講座Ⅱ-取引・財産・手続』(法律文化社・2012年) 79頁、嶋拓哉「国際的な不正競争行為を巡る法の適用関係について-抵触法上の通常連結と特別連結を巡って-」知財政策学研究Vol.37 282頁、高部真規子編『裁判実務シリーズ8 著作権・商標・不競法関係訴訟の実務(第2版)』(商事法務・2018年) 512頁〔西田昌吾〕、道垣内正人〈判批〉L&T No.56 64頁、長田真理〈本件原審評釈〉JCAジャーナル65巻1号41頁
- ※5) 山田鎌一・早田芳郎編『演習国際私法(新版)』(有斐閣・1992年) 137頁〔相澤吉晴〕、藤澤尚江〈判批〉ジュリ No.1287 146頁、櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法第1巻』(有斐閣・2011年) 451頁〔西谷祐子〕
- ※6) 木棚照一・松岡博編『国際私法:法例・扶養義務の準拠法に関する法律-遺言の方式の準拠法に関する法律』(日本評論社・1994) 11頁〔中野俊一郎〕
- ※7) 岡本善八〈判批〉特許Vol.44 No.2 160頁、丹宗暁信・山手治之・小原喜雄編『国際経済法(新版)』(青林書院・1993) 360頁〔木棚照一〕、三井哲夫〈判批〉判評410号209頁、出口耕自「国際不正競争の準拠法」日本国際経済法学会年報23号117頁
- ※8) 横溝大「抵触法における不正競争行為の取扱い-サンゴ砂事件判決を契機として」知財政策学研究Vol.12 223~232頁、高橋一章〈判批〉ジュリNo.1481 104~105頁
- ※9) 藤澤 前掲〈判批〉146頁
- ※10) 小出邦夫編著『逐条解説 法の適用に関する通則法(増補版)』(商事法務・2014年) 193頁、木棚照一『国際私法』(成文堂・2016年) 286頁、横山潤『国際私法』(三省堂・2012年) 202頁、櫻田・道垣内編 前掲書444頁〔西谷〕。反対 森田博志『国際私法論集』(信山社・2014年) 414頁
- ※11) 小出 前掲書193頁
- ※12) 金 前掲書218頁、高部編 前掲書512頁〔西田〕
- ※13) 櫻田・道垣内編 前掲書444頁〔西谷〕、長田 前掲〈判批〉42頁、飯塚 前掲論文405頁
- ※14) 木棚 前掲書286頁
- ※15) 柏木 前掲〈判批〉97頁
- ※16) 野村美明〈判批〉私法判例リマックス1993(下) 159頁
- ※17) 柏木 前掲〈判批〉97頁、国友 前掲〈判批〉261~262頁、高桑 前掲〈判批〉150頁
- ※18) 通商産業省知的財産政策室『営業秘密-逐条解説改正不正競争防止法』(1990年・有斐閣) 82頁。なお、清水慶三郎「改正不正競争防止法における不正行為の態様」(NBL No.475)は、上記通産省の解説は他の営業秘密の転得類型(現2条1項8号に相当する平成5年法改正前の1条3項5号など)にも当てはまると述べる。
- ※19) 山本庸幸『要説不正競争防止法(第4版)』(発明協会・2006年) 157頁、小野昌延編『新・注解不正競争防止法(第3版)』(青林書院・2012年) 588頁〔小野昌延=平野惠稔〕も同旨。2条1項5号所定の「重大な過失」に係る記述であるが、金井重彦・山口三恵子・小倉秀夫編著『不正競争防止法コンメンタール(改訂版)』(レクシスネクシス・ジャパン・2014年) 101頁〔山口〕、千野直邦『営業秘密保護法』(中央経済社・2007年) 181頁、茶園成樹編『不正競争防止法』(有斐閣・2015年) 74頁も同旨。
- ※20) 山本 前掲書157頁 2条1項5号に係る記述であるが、経済産業省知的財産政策室編「逐条解説不正競争防止法」(同省ウェブサイト)86頁、および千野 前掲書181頁
- ※21) 金井ほか編著 前掲書101頁〔山口〕
- ※22) 通産省 前掲書82頁
- ※23) 清水 前掲論文12頁、小野編 前掲書588頁〔小野=平野〕
- ※24) 清水 前掲論文1~13頁
- ※25) 千野 前掲書176頁